

府子本第930号  
3文科初第1068号  
子発1001第1号  
令和3年10月1日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官  
(公印省略)

文部科学省総合教育政策局長  
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局長  
(公印省略)

厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」の一部改正について

平成27年7月17日府子本第88号、27文科初第239号、雇児発0717第6号「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり一部改正し令和3年10月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について（新旧対照表）

（下線部は変更点）

改正後	現行
<p>府子本第88号 27文科初第239号 雇児発0717第6号 平成27年7月17日</p>	<p>府子本第88号 27文科初第239号 雇児発0717第6号 平成27年7月17日</p>
<p>一次改正 府子本第325号 28文科初第374号 雇児発0603第2号 平成28年6月3日</p>	<p>一次改正 府子本第325号 28文科初第374号 雇児発0603第2号 平成28年6月3日</p>
<p>二次改正 府子本第695号 3文科教第232号 子発0603第1号 令和3年6月3日</p>	<p>二次改正 府子本第695号 3文科教第232号 子発0603第1号 令和3年6月3日</p>
<p><u>三次改正 府子本第930号</u> <u>3文科初第1068号</u> <u>子発1001第1号</u> <u>令和3年10月1日</u></p>	
<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>内閣府子ども・子育て本部統括官 文部科学省総合教育政策局長 文部科学省初等中等教育局長</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>内閣府子ども・子育て本部統括官 文部科学省総合教育政策局長 文部科学省初等中等教育局長</p>

改正後	現行
<p data-bbox="526 279 1041 311">厚生労働省子ども家庭局長</p> <p data-bbox="253 403 1052 435">多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について</p> <p data-bbox="199 528 1106 767">地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するため、今般、別紙のとおり「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="199 778 1081 895">については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p data-bbox="199 906 1106 1062">なお、本通知の施行に伴い、平成26年5月29日雇児発0529第29号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新規参入施設への巡回支援事業の実施について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。</p>	<p data-bbox="1456 279 1971 311">厚生労働省子ども家庭局長</p> <p data-bbox="1184 403 1984 435">多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について</p> <p data-bbox="1131 528 2038 767">地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するため、今般、別紙のとおり「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="1131 778 2016 895">については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p data-bbox="1131 906 2016 1062">なお、本通知の施行に伴い、平成26年5月29日雇児発0529第29号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新規参入施設への巡回支援事業の実施について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。</p>

改正後	現行
<p data-bbox="203 277 271 309">別紙</p> <p data-bbox="302 359 1003 391">多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱</p> <p data-bbox="210 443 412 475"><b>1 事業の目的</b></p> <p data-bbox="221 486 1106 805">地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者や<u>特定教育・保育施設等を利用する一定程度以下の所得の多子世帯</u>の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。</p> <p data-bbox="210 861 398 893"><b>2 実施主体</b></p> <p data-bbox="203 904 1081 976">実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。</p> <p data-bbox="203 987 1081 1059">なお、市町村が適当と認めた者へ委託等を行うことができる。（<u>3（3）及び（4）</u>の事業を除く。）</p> <p data-bbox="210 1114 427 1145"><b>3 事業の内容</b></p> <p data-bbox="221 1157 533 1189">（1）～（3）（略）</p> <p data-bbox="221 1236 1106 1353"><u>（4）多子世帯保育料負担軽減支援</u>  <u>一定程度以下の所得の多子世帯について、経済的負担を軽減する観点から、特定教育・保育施設等を利用した子ども</u></p>	<p data-bbox="1133 277 1200 309">別紙</p> <p data-bbox="1232 359 1933 391">多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱</p> <p data-bbox="1140 443 1341 475"><b>1 事業の目的</b></p> <p data-bbox="1151 486 2036 766">地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。</p> <p data-bbox="1140 861 1328 893"><b>2 実施主体</b></p> <p data-bbox="1133 904 2011 976">実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。</p> <p data-bbox="1133 987 2011 1059">なお、市町村が適当と認めた者へ委託等を行うことができる。（（3）の事業を除く。）</p> <p data-bbox="1140 1114 1357 1145"><b>3 事業の内容</b></p> <p data-bbox="1151 1157 1462 1189">（1）～（3）（略）</p> <p data-bbox="1151 1236 1261 1268"><u>（新設）</u></p>

改正後	現行
<p><u>もに係る利用者負担額の一部を支援する事業。</u></p> <p><b>4 実施要件</b>  (1) ～ (3) (略)</p> <p><u>(4) 多子世帯保育料負担軽減支援</u></p> <p>① <u>対象保護者</u>  <u>次の(ア)及び(イ)を満たす教育・保育給付認定保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)又はそれに準ずる者とする。</u></p> <p><u>(ア)平成28年度から令和3年度上半期までの間の特定教育・保育のあった月において、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。)が5万7,700円未満(令第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円未満)であること。</u></p> <p><u>(イ)平成28年度から令和3年度上半期までの間において、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設(都道府県及び市町村以外の者が設置する施設に限</u></p>	<p><b>4 実施要件</b>  (1) ～ (3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>る。）又は第 29 条第 3 項第 1 号に規定する特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）を利用する子どもより年長の令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子ども（令和元年 9 月以前については同項第 3 号に規定する者を除く。以下同じ。）ではない特定被監護者等（小学校就学前子どもであるものに限る。）であって、教育・保育給付認定保護者と生計を一にするものがいたこと。</u></p> <p>② 対象経費</p> <p><u>平成 28 年度から令和 3 年度上半期の各月（当該月において、①対象保護者に該当する場合に限る。）の特定教育・保育施設等の利用者負担額の算定に当たって、複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る特例を適用する際に、負担額算定基準子どもではない特定被監護者等（小学校就学前子どもであるものに限る。）を含めて何番目の年長者かを判断した場合と当該特定被監護者等を含めずに何番目の年長者かを判断した場合との利用者負担額（法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項第 1 号、第 29 条第 3 項第 2 号並びに第 30 条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する政令で定める額）の差額分</u></p> <p>5・6 （略）</p> <p>別表 （略）</p>	<p>5・6 （略）</p> <p>別表 （略）</p>